

○石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づく随意契約の事後公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約について、石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づき公表します。

No.	契約の名称	契約の相手方	契約金額	契約期間	契約の選定基準	選定理由
1	令和7年度八重守之塔 周辺掃業務委託	公益社団法人石垣市 シルバー人材センター 理事長 大松 安元	¥175,540	令和7年5月14日から 令和8年3月31日まで	地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号に規定 する団体であること。	地方自治法施行令第167条の 2第1項第4号に規定する団体 であるため。